

HRM-ES 2008-07

Win-Win 関係構築 ES コンサルティング
WISDOM and CREATION
<http://www.t-hrm.com>

発行：T-HRM 田中事務所
〒468-0043 名古屋市天白区菅田 2-1403
特定社会保険労務士／ES トレーナー／行政書士
田中 智 Satoshi Tanaka
TEL：052-806-2700 FAX：052-806-2723
E-mail：info@t-hrm.com
T-HRM 通信 7 月号 7 月 1 日発行

本格的な夏を迎えようとしています。体調に気をつけて皆様お過ごし下さい。
<7日 小暑、七夕、21日 海の日、22日 大暑、24日 土用の丑>

1. July ご案内・改正情報

1] 算定基礎届(定時決定)は、7月10日が提出期限です。

4月—6月(支払ベースで見ます)の3か月の給与平均額の算定基礎の結果、9月(保険料変更は、通常翌月支払い給与から)に改定されます。また、固定的賃金の変動が4月にあり、標準報酬2等級以上差がある場合には7月改定(7月月額変更届)となります(固定的賃金がアップしたが、標準報酬はダウンの場合は該当しない、その逆も)。厚生年金保険料につきましては、**0.354% ずつ毎年**、この定時決定に併せて**9月にアップ**します。9月から1年間 153.5/1000(76.75/1000 労使各負担分)



2] 賞与の時期となり、支給後「賞与支払届」を出します。予定月が社会保険事務所に登録されており、予定月に支給しない場合「不支給」として書類を提出しなければなりません。月々の給与と同じ料率ですが、注意点は以下の通りです。

① 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・厚生年金保険は150万円ですが、健康保険は、年度の累計額で540万円が上限となっています。本人からは、健康保険 41/1000、介護保険 5.65/1000、厚生年金保険 74.98/1000

② 雇用保険も月々給与と同様 本人からは 6/1000(建設業 7/1000)

3] 中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険(政府管掌健康保険)は、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。現在の社会保険事務所は年金に特化した事務所になる予定ですが、これにつきましては追って詳しくご案内致します。

2. 名言名句

「損をせざるを以って 大なる儲けと知る可し」

(茂木家(キッコーマン)家訓)

3. 法律ワンポイント 労働契約法～その2

3月号でも取り上げました「労働契約法」この法律の原則を今一度取り上げます。この法律は民法の特別法という位置づけになり、労基法のような罰則や労働基準監督署の監督指導はありませんが、昨今急増している労使紛争を考えますと、この法律をしっかりと捉えておくことが重要と考えます。労働契約の合意の際には細心の注意を払う必要はあるかと考えます。たった19条しかない法律ですが、3条の原則を掲げました。

(労働契約の原則)

第3条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2項 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3項 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

流行語?の<ワークライフバランス↑>

- 4 項 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。
- 5 項 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。

この法律は今まで以上に労働者を保護するかのように作られたようにも思いますが、実は 3 条を捉えますところ、「労働者及び使用者は」「対等」「均衡」という言葉が出てくるように、労働者も信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行する、とあり使用者だけでなく「労働者も誠実に働き、義務を果たさないさい」となります。

最近、世間のスタンダードな常識がない(人それぞれ価値観も違い、難しいですが)労働者も多く、入社してからとんでもない労働者であったことが発覚し困ってしまうことがあります。そういう面からすると、この法律は経営者側にも歓迎される法律と言えるでしょう。

4. データ・情報

- ① 5月の完全失業率は4.0%と前月と同率。完全失業者数は270万人。5月の有効求人倍率は0.92倍と前月を0.01ポイント下回った。
- ② 日本経団連は、2008年春季労使交渉の中小企業回答状況(第4回集計、407社)を発表した。それによると、平均賃上げ回答額(加重平均)は4,236円で賃上げ率は1.66%。前年集計(4,173円、1.66%)と同水準。業種別では、「運輸・通信」(1,324円)、「土木・建設」(3,634円)などが低い。(6月25日)
- ③ 経済連携協定(EPA)に基づくインドネシアからの看護師と介護士の候補者受け入れで、日本側の仲介機関「国際厚生事業団」は、計247人の候補内定者の面接を、ジャカルタで5日間の日程で始めた。面接結果を踏まえて求人施設との組み合わせを決める。候補は7月下旬～8月上旬に来日する。(6月16日)
- ④ 2007年の自殺に関する統計によると、自殺者の総数は3万3,093人(前年比938人増)で10年連続して3万人を超えた。原因・動機別では「経済・生活問題」が7,318人で、このうち「失業」が538人、「就職失敗」が180人。「勤務問題」(2,207人)による自殺者のうち最も高いのが「仕事疲れ」(672人)だった。(警察庁6月19日)
- ⑤ スポーツ用品会社「エイテイズ」の元技術課長(42)が、権限がないのに残業代を支払われない「名ばかり管理職」にされたとして、会社に不払い残業代など約1,400万円を求めた訴訟は19日、残業代と遅延損害金の合計に当たる解決金800万円を支払うことで、大阪高裁で和解した。
<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/hanrei/20080620.htm>
- ⑥ 厚生労働省はこのほど、外国人研修・技能実習制度に関する研究会の最終とりまとめを発表した。悪質な斡旋業者や企業を排除し、優良な受入れ団体・企業を育成する観点から、(1)ブローカー対策(2)実習の実効性確保(3)法令遵守状況のチェック機能強化、などのポイントを提示。ブローカー対策では受入れ団体への許可制の導入、また企業単位での受入れ人数の制限設定などを検討事項に明記した。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/06/h0613-6.html>

<t-hrm> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

世の中嫌な話題、許せない事件など次々に出てきます。日常的には、「どうしてこんな運転をするのだろう」「平気で運転中にゴミを捨てる、火のついたタバコを投げ捨てる輩」どんな人間性なのだろう・・・小さいことかもしれませんが、犯罪者の感覚とそうは変わらないのではと思います、こんなことは許されないと、怒りがこみ上げてそれがストレスになり、マイナスの波動が出るような気が致します。カッしたりするのは体によくないとわかっていますが・・・。

20年4月から40歳以上74歳未満の被保険者と被扶養者の特定健康診査と特定保健指導について実施が義務付けられました。なんとかBMIが25未満で腹囲85センチ未満でしたので、指導の対象ではありませんが、しっかり健診を受けようと思っております。

J A 共済のCMだったと思いますが、「笑いは副作用のない薬！」と印象深いCMをやっていました。そう、ストレス解消、病気になりにくい体質をつくる源に成りえるのは「笑い」なのかもしれません。これまでこの通信で取り上げたこともあります。

「形から先に入る」「口角を上げて笑顔をつくる」というのは気持ちをプラスにしてくれる、それから「とにかく大笑いしてみる」というのはストレス発散になるのではないかと思います。早速やってみました、健康にはもってこいだと思います。(^^)

